

事務連絡
令和4年3月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について

新型コロナウイルス感染症に対応する検査体制の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス（オミクロン株）の急激な感染拡大に伴う抗原定性検査キットの著しい需要増が生じたことを受け、本年1月以降、医療機関や地方自治体における行政検査等に対する供給を確実にを行うため、需給が安定するまでの間の措置として、優先度に応じた適正な流通をお願いしてきたところです。

同時に、関連メーカー・医薬品卸売販売業者等の協力を得て、政府として抗原定性検査キットの増産について最大限の取組を続けた結果、今般、当面の安定的な流通に十分な供給量を確保することができたため、抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置については、終了することとします。

今後、行政検査や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の実施に必要な抗原定性検査キットについて、積極的な確保を行っていただくようお願いいたします。

また、PCR検査試薬等についても、需給が安定するまでの間の措置として、行政検査を行う医療機関や地方自治体に加えて、当該検査を受託する衛生検査所からの発注にも優先的に対応いただくようお願いしていましたが、本取扱いについても、併せて終了することとします。

これに伴い、以下の事務連絡については、その取扱いを終了します。

- ・ 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について（令和4年1月27日付け事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付け事務連絡）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等における留意事項について（令和4年1月31日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（令和4年2月7日付け事務連絡）